政令第二百五十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十二平成十四年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十三年三月	四千八百十一万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　**直**人

原子力損害賠償支援機構法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百五十七号

原子力損害賠償支援機構法施行令

内閣は、原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第七条第一項、第十三条第一項、第三十八条第一項第二号、第五十九条第五項、第六十条第三項及び第八項、第六十九条第三項並びに第七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（実用再処理施設）

第一条　原子力損害賠償支援機構法（以下「法」という。）第三十八条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。）において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二条第八項に規定する再処理をいう。）を行う再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。）であって試験研究の用に供するもの以外のものとする。

（国庫への納付手続）

第二条　原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）は、法第五十九条第四項の規定による納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　機構は、法第五十九条第四項の規定による納付金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他主務省令で定める書類を添付して、翌事業年度の七月二十一日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。

（納付金の帰属する会計）

第三条　法第五十九条第四項の規定による納付金は、エネルギー対策特別会計の原子力損害賠償支援勘定に帰属する。

（借入金及び原子力損害賠償支援機構債の発行の限度額）

第四条　法第六十条第三項に規定する政令で定める額は、二兆円とする。

（原子力損害賠償支援機構の債券）

第五条　法第六十条第一項に規定する原子力損害賠償支援機構債（以下「機構債」という。）を発行するときは、当該機構債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。第八条第一項第六号及び第二項第三号において「社債等振替法」という。）の規定の適用がある場合を除き、機構債の債券を発行しなければならない。

2　前項の機構債の債券は、無記名式で利札付きのものとする。

（機構債の発行の方法）

第六条　機構債の発行は、募集の方法による。

（募集機構債に関する事項の決定）

第七条　機構は、その発行する機構債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集機構債（当該募集に応じて当該機構債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる機構債をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　募集機構債の総額
二　各募集機構債の金額
三　募集機構債の利率
四　募集機構債の償還の方法及び期限
五　利息支払の方法及び期限
六　機構債の債券を発行するときは、その旨
七　各募集機構債の払込金額（各募集機構債と引換えに払い込む金銭の額をいう。第十三条第二項第三号において同じ。）
八　募集機構債と引換えにする金銭の払込みの期日
九　一定の日までに募集機構債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集機構債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日
十　前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（募集機構債の申込み）

第八条　機構は、前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　募集機構債の名称
二　当該募集に係る前条各号に掲げる事項
三　機構債の債券を発行するときは、無記名式である旨
四　引受けの申込みがあった募集機構債の額が募集機構債の総額を超える場合の措置
五　募集又は管理の委託を受けた者があるときは、その商号又は名称
六　社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨及び振替機関（社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。）の商号
七　前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2　前条の募集に応じて募集機構債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を機構に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所
二　引き受けようとする募集機構債の金額及び金額ごとの数
三　社債等振替法の規定の適用がある機構債（第十条第二項において「振替機構債」という。）の募集に応じようとする者については、自己のために開設された当該機構債の振替を行うための口座

3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、主務省令で定めるところにより、機構の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4　機構は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

5　機構が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を機構に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

6　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。